

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵閣第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>0201. 20、</u> <u>0201. 30</u></p> <p>1. 牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）</p> <p>第 0201. 20 号及び第 0201. 30 号において、(1)～(5) の各用語の意味するところはそれぞれ以下のとおりである。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) ロインのもの (省 略) この細分には、ブロック状のもののほかステーキ状、キューブ状、スライス状等更にカットしたものも含まれる。</p> <p>一般的に、この細分に属する主要な物品は、次の商品名で取引されるものである。 (省 略)</p> <p>(3) かた、うで及びもものもの 「かた、うで及びもものもの」とは、第 5、第 6 肋骨間を通る線と第 7 頸椎、第 1 肋骨間を通る線の間に位置し、かつ、肩胛骨と上腕骨の接合部を起点として第 5、第 6 肋骨間を通る線と垂直に交わる線の上側の部分に位置する筋肉群の一部又は全部を含むもの、及び寛骨先端部を通り腰椎にほぼ垂直に交わる線より後側の部分に位置し、かつ、膝関節より前側の部分に位置する筋肉群の一部又は全部を含むものである。ただし、輸出統計品目表第 0201. 30 号（統計細分 100）及び輸入統計品目表第 0201. 30 号（統計細分 010）に属するものを除く（別図参照）。 この細分には、ブロック状のもののほかステーキ状、キューブ状、スライス状等更にカットしたものも含まれる。</p> <p>一般的に、この細分に属する主要な物品は、次の商品名で取引されるものである。 (省 略)</p> <p>(4) ばらのもの 「ばらのもの」とは、肩胛骨と上腕骨の接合部分を起点と</p>	<p><u>0201. 20</u> ～ <u>0201. 30</u></p> <p>1. 牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) ロインのもの (同 左) この細分には、ブロック状のもののほかステーキ状、キューブ状、スライス状等更にカットしたものも含まれる（以下 0201. 30-090 まで同じ）。</p> <p>一般的に、この細分に属する主要な物品は、次の商品名で取引されるものである。 (同 左)</p> <p>(3) かた、うで及びもものもの 「かた、うで及びもものもの」とは、第 5、第 6 肋骨間を通る線と第 7 頸椎、第 1 肋骨間を通る線の間に位置し、かつ、肩胛骨と上腕骨の接合部を起点として第 5、第 6 肋骨間を通る線と垂直に交わる線の上側の部分に位置する筋肉群の一部又は全部を含むもの、及び寛骨先端部を通り腰椎にほぼ垂直に交わる線より後側の部分に位置し、かつ、膝関節より前側の部分に位置する筋肉群の一部又は全部を含むものである。ただし、0201. 30-010 に属するものを除く（別図参照）。</p> <p>(新 規)</p> <p>一般的に、この細分に属する主要な物品は、次の商品名で取引されるものである。 (同 左)</p> <p>(4) ばらのもの 「ばらのもの」とは、肩胛骨と上腕骨の接合部分を起点と</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後		改正前
0202. 20、 0202. 30	<p>して第 5、第 6 肋骨間を通る線と垂直に交わる線の下側の部分に位置し、かつ、肘関節の上側に位置する筋肉群の一部又は全部を含むもの、及び寛骨先端部を通り腰椎にほぼ垂直に交わる線より前側の部分に位置し、かつ、寛骨先端部を起点として第 5、第 6 肋骨間を通る線と垂直に交わる線の下側の部分に位置する筋肉群の一部又は全部のものである。ただし、<u>輸出統計品目表第 0201. 30 号（統計細分 100 及び 200）</u> 及び<u>輸入統計品目表第 0201. 30 号（統計細分 010 及び 020）</u> に属するものを除く（別図参照）。</p> <p><u>この細分には、ブロック状のもののほかステーキ状、キューブ状、スライス状等更にカットしたものも含まれる。</u></p> <p>一般的に、この細分に属する主要な物品は、次の商品名で取引されるものである。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>(5) その他のもの</p> <p>「その他のもの」とは、骨付きでない肉（くず肉を除く。）のうち、<u>輸出統計品目表第 0201. 30 号（統計細分 100～300）</u> 及び<u>輸入統計品目表第 0201. 30 号（統計細分 010～030）</u> に属するもの以外のものである。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>1. 牛の肉（冷凍したものに限る。）</p> <p><u>第 0202. 20 号及び第 0202. 30 号においては、上記「0201. 20、0201. 30 1. 牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）」の規定を準用する。</u></p>		<p>して第 5、第 6 肋骨間を通る線と垂直に交わる線の下側の部分に位置し、かつ、肘関節の上側に位置する筋肉群の一部又は全部を含むもの、及び寛骨先端部を通り腰椎にほぼ垂直に交わる線より前側の部分に位置し、かつ、寛骨先端部を起点として第 5、第 6 肋骨間を通る線と垂直に交わる線の下側の部分に位置する筋肉群の一部又は全部のものである。ただし、<u>0201. 30-010 及び 020</u> に属するものを除く（別図参照）。</p>
0207. 14	<p>1. 鶏の肉（冷凍したものに限る。）</p> <p><u>輸出統計品目表第 0207. 14 号において、（1）及び（2）の各用語の意味するところは以下のとおりである。</u></p>	<p>0202. 20 ～ 0202. 30</p>	<p>一般的に、この細分に属する主要な物品は、次の商品名で取引されるものである。</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>(5) その他のもの</p> <p>「その他のもの」とは、骨付きでない肉（くず肉を除く。）のうち、<u>統計細分 0201. 30-010～030</u> に属するもの以外のものである。</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>1. 牛の肉（冷凍したものに限る。）</p> <p><u>0201. 20-010（四分体のもの）、0201. 30-010（ロインのもの）、0201. 30-020（かた、うで及びももものもの）、0201. 30-030（ばらのもの）、0201. 39-090（その他のもの）の輸入統計品目表解説は、これらの統計細分の物品において準用する。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																								
<p>(1) もものもの</p> <p>「もものもの」は、腿部の肉で、骨付きのものを含み、形状がわかる範囲で数ヶ所でぶつ切りにされていてもよい。骨付きのものは、「骨付き上もも」と「骨付き下もも」からなり、これらがつながっていても、膝関節部分で分断されていてもよい。骨盤周辺の肉は付着していてもよいが、背面の皮や骨盤の骨は含まない（別図①参照）。</p> <p>(2) むねのもの</p> <p>「むねのもの」は、胸部の肉で、骨付きのものを含み、形状がわかる範囲で数ヶ所でぶつ切りにされていてもよい。上腕部分（手羽もと部分）は付着していてもよいが、上腕から先（手羽さき部分）や頸皮は含まない（別図②及び③参照）。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">①もものもの</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">骨付きもも</th> <th style="text-align: center;">骨付き上もも</th> <th style="text-align: center;">骨付き下もも</th> <th style="text-align: center;">骨なしもも</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">②むねのもの</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">③「もも及びむねのもの」ではないもの</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">骨付きむね</th> <th style="text-align: center;">骨なしむね</th> <th style="text-align: center;">手羽もと</th> <th style="text-align: center;">手羽</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: center;"> 手羽もと 手羽さき </td> </tr> </tbody> </table> </div>	①もものもの				骨付きもも	骨付き上もも	骨付き下もも	骨なしもも					②むねのもの		③「もも及びむねのもの」ではないもの		骨付きむね	骨なしむね	手羽もと	手羽				 手羽もと 手羽さき	
①もものもの																									
骨付きもも	骨付き上もも	骨付き下もも	骨なしもも																						
②むねのもの		③「もも及びむねのもの」ではないもの																							
骨付きむね	骨なしむね	手羽もと	手羽																						
			 手羽もと 手羽さき																						

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵閣第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
0210. 20	<p>1. <u>関税率表第 0210. 20 号に分類される牛肉及び食用のくず肉(塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。)の範囲</u>について</p> <p><u>関税率表第 0210. 20 号に分類される牛肉及び食用のくず肉(塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。)</u>は、次の(1)～(3)に該当するものとする。</p> <p>(1)～(3)(省略)</p>	0210. 20	<p>1. 「<u>関税率表番号第 0210. 20 号の塩蔵、塩水漬け、乾燥又はくん製した牛肉及びくず肉の範囲</u>」について</p> <p><u>関税率表番号第 0210. 20 号に規定する「牛肉及び食用のくず肉(塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。)」</u>とは、次の(1)～(3)に該当するものをいう。</p> <p>(1)～(3)(同左)</p>
0305. 54、 0305. 59	<p>1. いりこ、めざし等</p> <p>魚類の乾燥品製造には、直接火力によって乾燥させるもの、あるいは前処理として熱湯で短時間煮沸し、又は<u>塩水漬け</u>した後乾燥させるものがあるが、これらの処理は一部には風味との関連もあるが、主として乾燥の前処理と認められるものであるから、乾燥魚類として第 0305. 54 号又は第 0305. 59 号に分類する。ただし、更に<u>みりん漬け</u>等の調味処理をしたものは調製品として分類する。</p>	0305. 59	<p>1. いりこ、めざし等</p> <p>魚類の乾燥品製造には、直接火力によって乾燥させるもの、あるいは前処理として熱湯で短時間煮沸し、又は<u>塩水づけ</u>した後乾燥させるものがあるが、これらの処理は一部には風味との関連もあるが、主として乾燥の前処理と認められるものであるから、乾燥魚類として第 0305. 59 号に分類する。ただし、更に<u>みりんづけ</u>等の調味処理をしたものは調製品とする。</p>
0306. 14、 0306. 33、 0306. 93	<p>1. たらばがに、ずわいがに、がざみ、けがに及びもくずがに</p> <p>(省略)</p>	0306. 14、 0306. 24	<p>1. たらばがに、ずわいがに、がざみ、けがに及びもくずがに</p> <p>(同左)</p>
0306. 36	<p>1. <u>養殖用又は放流用のもの(クルマエビ属のものに限る。)</u></p> <p><u>輸入統計品目表第 0306. 36 号における「養殖用又は放流用のもの(クルマエビ属のものに限る。)」(統計細分 110)には、クルマエビ属のもの(学名 Penaeus spp.)が分類される。</u>水産資源保護法で輸入規制の対象とされているものであり、輸入申告に際しては、同法第 13 条の 2 第 4 項に規定する農林水産大臣の交付する輸入許可証の提出を必要とする。</p>	0306. 27	<p>1. <u>養殖用又は放流用のクルマエビ属のもの(輸入統計細分 111)</u></p> <p><u>本細分に分類される「養殖用又は放流用の「クルマエビ属(学名 penaeus spp.)」のもの</u>は、<u>水産資源保護法で輸入規制の対象とされているもの</u>であり、<u>輸入申告に際しては、同法第 13 条の 2 第 4 項に規定する、農林水産大臣の交付する輸入許可証の提出を必要とする。</u></p>
0307. 43、	<p>1. あかいか</p>	0307. 49	<p>1. あかいか</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後		改正前
0307.49	(省 略) 同じツツイカ目、アカイカ科のいかのうち、日本周辺からオホーツク海及び東シナ海に分布する「するめいか（学名 <i>Todarodes pacificus</i> 、英名 Japanese Flying Squid）」は、胴長は最大でも 30 センチメートル程度、体色は腹側が白色であり、あかいかと区別される。また、東部太平洋に分布する「 <u>アメリカおおあかいか</u> （学名 <i>Dosidicus gigas</i> 、英名 Jumbo Flying Squid）」は胴長が 100 センチメートルになる大型のものである点で、あかいかと区別される。		(同 左) 同じツツイカ目、アカイカ科のいかのうち、日本周辺からオホーツク海及び東シナ海に分布する「するめいか（学名 <i>Todarodes pacificus</i> 、英名 Japanese Flying Squid）」は、胴長は最大でも 30 センチメートル程度、体色は腹側が白色であり、あかいかと区別される。また、東部太平洋に分布する「 <u>アメリカおおあかいか</u> （学名 <i>Dosidicus gigas</i> 、英名 Jumbo Flying Squid）」は胴長が 100 センチメートルになる大型のものである点で、あかいかと区別される。
0307.71 ～ 0307.79	1. あさり (省 略)	0307.71、 0307.79	1. あさり (同 左)
0307.91 ～ 0307.99	1. しじみ (省 略)	0307.91、 0307.99	1. しじみ (同 左)
0307.91	1. 「FROZEN ABALONE」又は「FROZEN CHILIAN ABALONE」等と称して我が国に輸入されるチリアワビ（チリ名 LOCO、和名あわびもどき）の <u>分類</u> について チリ及びペルーの周辺海域において捕獲される「チリアワビ」はアクキガイ科に属し、ミミガイ科に属する「あわび」（ <u>関税率表第 0307.81 号、第 0307.83 号又は第 0307.87 号</u> ）とは別種のものであり、生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したものにあっては <u>同表第 0307.91 号（統計細分 099）</u> に分類される物品である。 (参考) (省 略)	0307.91	1. 「FROZEN ABALONE」又は「FROZEN CHILIAN ABALONE」等と称して我が国に輸入されるチリアワビ（チリ名 LOCO、和名あわびもどき）の <u>統計品目分類</u> について チリ及びペルーの周辺海域において捕獲される「チリアワビ」はアクキガイ科に属し、ミミガイ科に属する「あわび」（ <u>第 0307.81 号又は第 0307.89 号</u> ）とは別種のものであり、生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したものにあっては <u>統計品目番号 0307.91-099</u> に分類される物品である。 (参考) (同 左)
4類	1. <u>関税率表第 4 類注 3 (c) に規定する「成型が可能なもの」の範囲</u> について	4類	1. <u>H S 第 4 類の注 3 における、「成型が可能なもの」の範囲</u> について

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
4 類	(省 略) 2. 関税率表第 4 類における <u>滅菌したもの、冷凍したもの及び保存に適する処理をしたもの</u> の意義について (省 略)	4 類	(同 左) 2. 関税率表第 4 類における「 <u>滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもの</u> 」の分類について
16.05 項	1. 「くん製したもの」について <u>関税率表第 16.05 項において、「くん製したもの」とは、同表第 3 類に定める方法以外の方法により調製し又は保存に適する処理をしたもののうち、くん製工程を経たことがくん煙臭により確認できるものをいう。</u>		(同 左) (新 規)
1902. 30	1. インスタントラーメンその他の即席めん類について <u>輸出統計品目表及び輸入統計品目表第 1902. 30 号において、「インスタントラーメンその他の即席めん類」とは、小麦粉又はそば粉を主原料とした麺のうち、調味料を添付したもの又は調味料で味付けしたものをいう。ただし、簡便な調理操作により食用に供するもので、冷凍及び冷蔵していないものに限る（かやくの添付の有無を問わない）。</u>		(新 規)
2103. 90	1. ウスターソースその他これに類する物品 <u>輸出統計品目表第 2103. 90 号において、「ウスターソースその他これに類する物品」とは、野菜若しくは果実の搾汁、煮出汁、ピューレー又はこれらを濃縮したのに砂糖類、食酢、食塩及び香辛料を加えて調製したもの又はこれにてん粉、調味料等を加えて調製したものであって茶色又は茶黒色をした液体調味料をい、ウスターソース、中濃ソース及び濃厚ソースをいう。</u>		(新 規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
		(新規)	
2202.90	<p><u>1. 豆乳</u></p> <p>輸出統計品目表第 2202.90 号において、「豆乳」には、調製豆乳及び豆乳飲料を含み、大豆固形分が 2 %以上のものをいう。</p>		
27.10 項	<p>1. 石油又は歴青油の調製品中の石油又は歴青油の含有量について</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 石油、歴青油又はこれらから分離した物質を含有する物品で第 2710.12 号-1、第 2710.19 号-1 及び第 2710.20 号-1 に該当しないものは、調製品(第 2710.12 号-2、第 2710.19 号-2、第 2710.20 号-2、第 34.03 項、<u>第 3824.99 号</u>又は第 3826.00 号)として取り扱い、その石油又は歴青油の含有量の計算においては、当該調製品中に含有されているアスファルト、パラフィンろうその他の固形物は石油又は歴青油に含めないこととする。</p>	27.10 項	<p>1. 石油又は歴青油の調製品中の石油又は歴青油の含有量について</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 石油、歴青油又はこれらから分離した物質を含有する物品で第 2710.12 号-1、第 2710.19 号-1 及び第 2710.20 号-1 に該当しないものは、調製品(第 2710.12 号-2、第 2710.19 号-2、第 2710.20 号-2、第 34.03 項、<u>第 3824.99 号</u>又は第 3826.00 号)として取り扱い、その石油又は歴青油の含有量の計算においては、当該調製品中に含有されているアスファルト、パラフィンろうその他の固形物は石油又は歴青油に含めないこととする。</p>
2939.79	<p>1. 硫酸ニコチン</p> <p>(省略)</p>	2939.99	<p>1. 硫酸ニコチン</p> <p>(同左)</p>
3002.12	<p>1. 加熱人血漿（しょう）たんぱく製剤及び加熱人血清アルブミン製剤（小売用の形状又は包装にしたものに限る。）</p> <p>(省略)</p>	3002.10	<p>1. 加熱人血漿（しょう）たんぱく製剤及び加熱人血清アルブミン製剤（小売用の形状又は包装にしたものに限る。）</p> <p>(同左)</p>
3002.12	<p>2. 免疫血清の関税分類について</p> <p>輸入統計品目表第 3002.12 号（統計細分 100、200、910 及び 990）には以下の規定に合致するものが分類される。</p> <p>(1) 免疫血清（統計細分 100） 免疫血清とは、病原性のバクテリア及びウイルス（ビール</p>	3002.10	<p>2. 免疫血清の関税分類について</p> <p><u>第 3002.10 号（輸入統計細分 100、200、410、490）</u>には以下の規定に合致するものが分類される。</p> <p>(1) <u>第 3002.10 号（輸入統計細分 100）</u> 免疫血清 免疫血清とは、病原性のバクテリア及びウイルス（ビール</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ス)、毒素又はアレルゲン等の原因（抗原）により病気に対し免疫となり又は免疫になっている人血又は動物の血液から得られた血清をいう（<u>関税率表解説第 30.02 項</u>参照）。免疫血清は、当該特定の抗原と特異的に結合する活性を有するたんぱく質（<u>免疫グロブリン（ガンマーグロブリン又はベーターグロブリン）</u>）を含有する。</p> <p>本細分には、上記の免疫血清が分類されるが、これに防腐剤、安定剤等の添加、成分調整程度の処理を施したもののは本細分にとどまる。しかしこれを超える処理を上記免疫血清に施して得られたものは本細分から除外される。</p> <p>ただし、<u>関税率表解説第 30.02 項</u>に記載されている特定の疾病治療に用いられる特定免疫グロブリン（例えば、破傷風免疫グロブリン等の特殊人免疫グロブリン製剤）は免疫血清療法における免疫血清に準じて取り扱われていることから、当該特定免疫グロブリンは本細分に分類される。</p> <p>なお、抗血清と称されるものについては、上記の免疫血清の規定に合致するもののみが本細分に分類されるので、留意する。</p> <p>(2) <u>血液グロブリン及び血清グロブリン（統計細分 200）</u></p> <p>血液グロブリン及び血清グロブリンとは、血液、血漿（しよう）又は血清から得られるアルファーグロブリン、ベーターグロブリン及びガンマーグロブリンの 3 成分から構成されているものをいう。したがって、正常人免疫グロブリンは、<u>ガンマーグロブリン</u>であることから本細分に分類されず、「<u>その他のもの</u>」（統計細分 990）に分類される。</p> <p>(3) <u>その他のもの（統計細分 910 及び 990）</u></p> <p>本細分には、統計細分 100、200 及び 300 のいずれにも該当しない血液分画物が分類される。</p> <p>イ 免疫血清から得たもの（ベーターグロブリン又はガンマーグロブリンを含有するものに限る。）（統計細分 910）</p>	<p>ス)、毒素又はアレルゲン等の原因（抗原）により病気に対し免疫となり又は免疫になっている人血又は動物の血液から得られた血清をいう（<u>関税率表解説参照</u>）。免疫血清は、当該特定の抗原と特異的に結合する活性を有するたんぱく質（<u>免疫グロブリン（ガンマーグロブリン又はベーターグロブリン）</u>）を含有する。</p> <p>本細分には、上記の免疫血清が分類されるが、これに防腐剤、安定剤等の添加、成分調整程度の処理を施したもののは本細分にとどまる。しかしこれを超える処理を上記免疫血清に施して得られたものは本細分から除外される。</p> <p>ただし、<u>第 30.02 項の関税率表解説</u>に記載されている特定の疾病治療に用いられる特定免疫グロブリン（例えば、破傷風免疫グロブリン等の特殊人免疫グロブリン製剤）は免疫血清療法における免疫血清に準じて取り扱われていることから、当該特定免疫グロブリンは本細分に分類される。</p> <p>なお、抗血清と称されるものについては、上記の免疫血清の規定に合致するもののみが本細分に分類されるので、留意する。</p> <p>(2) <u>第 3002.10 号（輸入統計細分 200）血液グロブリン及び血清グロブリン</u></p> <p>血液グロブリン及び血清グロブリンとは、血液、血漿（しよう）又は血清から得られるアルファーグロブリン、ベーターグロブリン及びガンマーグロブリンの 3 成分から構成されているものをいう。したがって、正常人免疫グロブリンは、<u>ガンマーグロブリン</u>であることから本細分に分類されず、<u>第 3002.10 号（輸入統計細分 490）「その他のもの」（関税定率法別表）</u>の中の「<u>その他のもの</u>」に分類される。</p> <p>(3) <u>第 3002.10 号（輸入統計細分 410、490）その他のもの</u></p> <p>本細分には、<u>第 3002.10 号</u>の輸入統計細分 100、200 及び 300 のいずれにも該当しない血液分画物が分類される。<u>2つの輸入統計細分の関税分類範囲</u>は次のとおりである。</p> <p>a -- 免疫血清から得たもの（ベーターグロブリン又はガンマーグロブリンを含有するものに限る。）</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
	<p>本細分には、<u>免疫血清に含まれる免疫グロブリン（抗体と称されるものを含む。）を得るために、当該免疫血清に分画精製処理を施して得たものが分類される。</u></p>		<p>本細分には、<u>上記（1）の定義による免疫血清に含有される免疫グロブリン（抗体と称されるものを含む。）を得るために、当該免疫血清に分画精製処理を施して得たものが分類される。</u></p>
一般的な名称	酵素免疫測定法（EIA 法）による血中 α -フェトプロテイン（AFP）測定用キット	一般的な名称	酵素免疫測定法（EIA 法）による血中 α -フェトプロテイン（AFP）測定用キット
商品説明	<p>(1) キットの構成：</p> <ul style="list-style-type: none"> A. ペルオキシダーゼ標識 AFP 抗体 補助試薬として下記のものを含む。 B. AFP 抗体ビーズ C. AFP 標準液等 <p>(2) 主要構成品：試薬 A は測定に必要不可欠なペルオキシダーゼ標識 AFP 抗体であり、やぎに AFP を投与して得た免疫血清を分画精製し、得られた AFP 抗体にペルオキシダーゼを結合させた後、緩衝液で適切な濃度に希釈したもので、保存剤を含む。</p>	商品説明	<p>(1) キットの構成：</p> <ul style="list-style-type: none"> A. ペルオキシダーゼ標識 AFP 抗体 補助試薬として下記のものを含む。 B. AFP 抗体ビーズ C. AFP 標準液等 <p>(2) 主要構成品：試薬 A は測定に必要不可欠なペルオキシダーゼ標識 AFP 抗体であり、やぎに AFP を投与して得た免疫血清を分画精製し、得られた AFP 抗体にペルオキシダーゼを結合させた後、緩衝液で適切な濃度に希釈したもので、保存剤を含む。</p>
	<p>本品中の試薬 A は上記規定に合致するものであり、本品の特性は試薬 A にあることから通則 3 (b) の規定に基づき、本品は本細分に分類される。</p> <p>□ <u>その他のもの（統計細分 990）</u></p> <p>本細分には、<u>統計細分 100、200、300 及び 910</u> に分類されないもの（例えば、正常血清、血漿（しょう）等）が分類される。</p> <p>(注) 単クローニング抗体は、30 類注 2 の規定により、免疫産品として第 3002.13 号～第 3002.19 号に分類される。</p>		<p>本品中の試薬 A は上記規定に合致するものであり、本品の特性は試薬 A にあることから通則 3 (b) の規定に基づき、本品は本細分に分類される。</p> <p>b -- <u>その他のもの</u></p> <p>本細分には、<u>したがって、第 3002.10 号の輸入統計細分 100、200 及び 300 並びに上記 a に分類されないもの（例えば、正常血清、血漿（しょう）等）</u> が分類される。</p> <p>(注) 単クローニング抗体は、30 類注 2 の規定により、免疫産品として第 3002.10 号（<u>輸入統計細分 490</u>）に分類される。</p>
3824. 99	<p>1. チューインガムベース（砂糖その他の甘味料又は香料を含有するものを除く。）</p> <p>(省 略)</p>	3824. 90	<p>1. チューインガムベース（砂糖その他の甘味料又は香料を含有するものを除く。）</p> <p>(同 左)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
<u>3824.99</u>	<p>2. "Thermon" standard (heat transfer cement)</p> <p>(省 略)</p> <p>本品は、単に充填又は閉塞を目的とするものではなく、黒鉛の熱伝導特性を利用した成形固定材料である。したがって、第 3214.10 号のマスチックの範ちゅうを脱した物品と考えられるので、特掲のない化学調製品として本号に属する。</p>	<u>3824.90</u>	<p>2. "Thermon" standard (heat transfer cement)</p> <p>(同 左)</p> <p>本品は、単に充てん又は閉そくを目的とするものではなく、黒鉛の熱伝導特性を利用した成形固定材料である。したがって、第 3214.10 号のマスチックの範ちゅうを脱した物品と考えられるので、特掲のない化学調製品として本号に属する。</p>
<u>3824.99</u>	<p>3. 修正テープ(交換用のものを含み、小売用にしたものに限る。)</p> <p>輸入統計品目表第 3824.99 号において、「修正テープ(交換用のものを含み、小売用にしたものに限る。)」(統計細分 991) とは、白色顔料塗膜が塗布されたリボンを送り出して、該当部分に塗膜を転写して使用するものをいう。テープ状のシールを該当部分に貼り付けて使用するものは、この号には属さず、そのテープの材質に従って分類される(例えば、紙テープのシールであれば、第 4820.90 号)。</p>	<u>3824.90</u>	<p>3. 修正テープ(交換用のものを含み、小売用にしたものに限る。)</p> <p>修正テープ(輸入統計品目表 3824.90-992) とは、白色顔料塗膜が塗布されたリボンを送り出して、該当部分に塗膜を転写して使用するものをいう。テープ状のシールを該当部分に貼り付けて使用するものは、この号には属さず、そのテープの材質に従って分類される(例えば、紙テープのシール(第 4820.90 号))。</p>
<u>4403.11、 4403.12</u>	<p>1. Log Furniture</p> <p>本品(イ)及び(ロ)は、単に皮を剥ぎ一定の寸法に切った丸太であり、家具としての特性を有するものとは認められないこと及び本品に行ったクリアラッカーの塗布は防腐のための処理と考えられることから、粗の木材としてこの号に属する(9401.80 / 1 参照)。</p> <p>(省 略)</p>	<u>4403.10</u>	<p>1. Log Furniture</p> <p>本品(イ)及び(ロ)は、単に皮をはぎ一定の寸法に切った丸太であり、家具としての特性を有するものとは認められないこと及び本品に行ったクリアラッカーの塗布は防腐のための処理と考えられることから、粗の木材としてこの号に属する(9401.80 / 1 参照)。</p> <p>(同 左)</p>
<u>4403.25、 4403.26、 4407.19</u>	<p>1. 輸出木材(スギ属のもの、ヒノキ属のもの及びカラマツ属のもの)</p> <p>輸出統計品目表第 4403.25 号、第 4403.26 号及び第 4407.19 号</p>	<u>4403.20、 4407.10</u>	<p>1. 輸出木材(すぎ属、ひのき属及びからまつ属のもの)</p> <p>輸出統計品目表第 4403.20 号及び 4407.10 号の細分において</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>の細分において「スギ属のもの」、「ヒノキ属のもの」及び「カラマツ属のもの」とは、それぞれ次のものをいう。</p> <p>(1) <u>スギ属</u> (<i>genus Cryptomeria</i>) のものはすぎ種（学名 <i>C. japonica</i> (L. f.) D. Don）のみをもって形成し、日本固有種であり北海道南部、本州、四国、九州に広く産する。</p> <p>(2) <u>ヒノキ属</u> (<i>genus Chamaecyparis</i>) のものはひのき種（学名 <i>C. obtusa</i> (Siebold & Zucc.) Endl.）、さわら種 (<i>C. pisifera</i> (Sieb. & Zucc.) Endl.) があり、本州、四国、九州に産する。</p> <p>(3) <u>カラマツ属</u> (<i>genus Larix</i>) のものは世界に約 10 種あって北半球の亜寒帯地方及び高山に産する。この細分に属する主なものは、からまつ（学名 <i>L. kaempferi</i> Carr 別名日本からまつ）、グイマツ（学名 <i>L. gmelinii</i> Ver. <i>japonica</i>）、チョウセンカラマツ（学名 <i>L. gmelinii</i> Ver. <i>olgensis</i>）、グイマツとからまつの交配雑種であるグイマツ雑種 F₁ 等がある。</p>	<p>「すぎ属」、「ひのき属」及び「からまつ属」とは、それぞれ次のものをいう。</p> <p>(1) <u>すぎ属</u> (<i>genus Cryptomeria</i>) はすぎ種（学名 <i>C. japonica</i> (L. f.) D. Don）のみをもって形成し、日本固有種であり北海道南部、本州、四国、九州に広く産する。</p> <p>(2) <u>ひのき属</u> (<i>genus Chamaecyparis</i>) はひのき種（学名 <i>C. obtusa</i> (Siebold & Zucc.) Endl.）、さわら種 (<i>C. pisifera</i> (Sieb. & Zucc.) Endl.) があり、本州、四国、九州に産する。</p> <p>(3) <u>からまつ属</u> (<i>genus Larix</i>) は世界に約 10 種あって北半球の亜寒帯地方及び高山に産する。この細分に属する主なものは、からまつ（学名 <i>L. kaempferi</i> Carr 別名日本からまつ）、グイマツ（学名 <i>L. gmelinii</i> Ver. <i>japonica</i>）、チョウセンカラマツ（学名 <i>L. gmelinii</i> Ver. <i>olgensis</i>）、グイマツとからまつの交配雑種であるグイマツ雑種 F₁ 等がある。</p>
<p><u>4407. 11、 4407. 12</u></p> <p><u>1. 松（マツ属のもの）のもの、もみ（モミ属のもの）又はどうひ（トウヒ属のもの）のもの</u></p> <p>関税率表第 4407. 11 号の「松（マツ属のもの）のもの」並びに同表第 4407. 12 号の「もみ（モミ属のもの）」又は「とうひ（トウヒ属のもの）のもの」に属する主なものは、次のとおりである。</p> <p>(1) 第 4407. 11 号</p> <p>松（マツ属のもの）のもの (<i>genus pinus</i>) は世界に約 90 種あり、主として北半球に産する。</p> <p>第 4407. 11 号に属する主なものには、シベリア、韓国産の紅松（学名 <i>P. koraiensis</i> S. Et Z. 別名果松、朝鮮五葉松、ケードル）、欧州あか松（学名 <i>P. sylvestris</i> L. 别名 Scotch pine、ソスナ）、北米産の yellow pine（学名 <i>P. ponderosa</i> Dougl. 别名 silver pine、ponderosa pine）、ニュージーランド産のラジエタパイン（学名 <i>P. radiata</i> D. Don. 北米から</p>	<p><u>4407. 10</u></p> <p><u>1. まつ属、もみ属（カリフォルニアレッドファー、グランドファー、ノーブルファー及びパシフィックシルバーファーを除く。）又はどうひ属（シトカスプルースを除く。）のもの（厚さが 160 ミリメートル以下のものに限る。）</u></p> <p>関税率表第 4407. 10 号-1において「まつ属」、「もみ属」及び「とうひ属」とは、それぞれ次のものをいう。</p> <p>(1) まつ属 (<i>genus pinus</i>) は世界に約 90 種あって主として北半球に産する。</p> <p>この細分に属するものには、シベリヤ、韓国産の紅松（学名 <i>P. koraiensis</i> S. Et Z. 别名果松、朝鮮五葉松、ケードル）、欧州あか松（学名 <i>P. sylvestris</i> L. 别名 Scotch pine、ソスナ）がある。北米産としては、yellow pine（学名 <i>P. ponderosa</i> Dougl. 别名 silver pine、ponderosa pine）、ニュージーランド産のラジエタパイン（学名 <i>P. radiata</i> D. Don. 北米から移植されたもの）等がある。米松（ダグラスファー）</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後	改正前
4407.19	<p>移植されたもの) 等がある。 <u>米松（ダグラスファー）は第 4407.11 号には分類されず、第 4407.19 号に分類される。</u></p> <p>(2) 第 4407.12 号</p> <p>イ もみ（モミ属のもの）のもの (genus <i>Abies</i>) は世界に約 40 種あり、欧洲の中南部、中央アジア、東北アジア、北米等に産する。 <u>第 4407.12 号に属する主なものには、韓国産又はシベリア産の朝鮮もみ（学名 <i>A. holophylla</i> Max. 別名 沙松、Mouchurian fir、ピフタ）、チョウセンシラベ（学名 <i>A. nephrolepis</i> Max. 別名 臭松、白松、ピフタ）、赤とどまつ（学名 <i>A. sachalinensis</i> Mast. 別名 Saghalien fir、ピフタ）、欧洲産の silver fir（学名 <i>A. Peclinata</i> D.C. 別名 European silver fir、Sapin blanc）等がある。</u> <u>北米産のカリフォルニアレッドファー、グランドファー、ノーブルファー及びパシフィックシルバーファーは第 4407.12 号には分類されず、第 4407.19 号に分類される。</u></p> <p>ロ とうひ（トウヒ属のもの）のもの (genus <i>picea</i>) は世界に約 40 種あり、北半球の温帶及び寒帯に産する。 <u>第 4407.12 号に属する主のものは、欧洲産の欧洲とうひ（学名 <i>P. excelsa</i> Link. 别名 Common spruce、spruce fir）、韓国産又はシベリア産のえぞまつ（学名 <i>P. jezoensis</i> Carr. 别名 Yezo spruce、yulinsun（魚鱗松）エーリ）、朝鮮とうひ（学名 <i>P. obovata</i>. Ledebour. 别名 Siberian spruce. エーリ）等がある。</u></p> <p>1. カラマツ属のもの（厚さが 160 ミリメートル以下のものに限る。）</p> <p>関税率表第 4407.19 号-1 の「カラマツ属のもの」に属する主のものは、次のとおりである。 <u>カラマツ属（genus <i>Larix</i>）のものは世界に約 10 種あり、北半球の亜寒帶地方及び高山に産する。この細分に属する主のものは</u></p>	<p>はまつ属でないのでこの細分から除外する（4407.10-3）。</p> <p>(2) もみ属 (genus <i>Abies</i>) は世界に約 40 種あって欧洲の中南部、中央アジア、東北アジア、北米等に産する。北米産のカリフォルニアレッドファー、グランドファー、ノーブルファー及びパシフィックシルバーファーはこの細分から除外する（4407.10-3）。 <u>したがってこの細分に属する主のものは、韓国産又はシベリア産の朝鮮もみ（学名 <i>A. holophylla</i> Max. 别名 沙松、Mouchurian fir、ピフタ）、朝鮮しらべ（学名 <i>A. nephrolepis</i> Max. 别名 臭松、白松、ピフタ）、赤とどまつ（学名 <i>A. sachalinensis</i> Mast. 别名 Saghalien fir、ピフタ）、欧洲産の silver fir（学名 <i>A. Peclinata</i> D.C. 别名 European silver fir、Sapin blanc）等がある。</u></p> <p>(3) とうひ属 (genus <i>picea</i>) は世界に約 40 種あって北半球の温帶及び寒帯に産する。シトカスプルースはアラスカに産するが、この細分から除外する（4407.10-3）。この細分には欧洲産の欧洲とうひ（学名 <i>P. excelsa</i> Link. 别名 Common spruce、spruce fir）、韓国産又はシベリア産のえぞまつ（学名 <i>P. jezoensis</i> Carr. 别名 Yezo spruce、yulinsun（魚鱗松）エーリ）、朝鮮とうひ（学名 <i>P. obovata</i>. Ledebour. 别名 Siberian spruce. エーリ）等を含む。</p> <p>2. からまつ属のもの（厚さが 160 ミリメートル以下のものに限る。）</p> <p>関税率表第 4407.10 号-2において「からまつ属」とは、次のものをいう。 <u>からまつ属（genus <i>Larix</i>）は世界に約 10 種あって北半球の亜寒帶地方及び高山に産する。この細分に属する主のものは、韓国</u></p>
	4407.10	

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
4409. 21	<p>は、韓国産又はシベリア産のダフリカからまつ（学名 <i>L. dahurica</i> Turcz. 別名リストベニツツァー）、しこたん松（学名 <i>L. kurilensis</i> Mayr. 別名 Dahurian larch、千島からまつ）等がある。</p> <p>1. 竹製の串</p> <p>本品は、竹の細い引抜材を定寸（約 10~15 センチメートル）に切ったもの又はその一端を削ってとがらせたものである。輸入後、加工することなく一般にそのまま食品の串刺しに使用される。</p> <p>定寸に切ったもの 第 4409. 21 号-1 一端を削ってとがらせたもの 第 4421. 91 号-1</p> <p>定寸に切ったものは、引抜材を一定の長さに切断したのみでそれ以上の加工がされていないので、引抜材として第 4409. 21 号-1 に属する。</p> <p>一端を削ってとがらせたものは、引抜材を一定の長さに切断し、更に加工したものであるので、一種の製品として第 4421. 91 号-1 に属する。</p>	4409. 21	<p>産又はシベリヤ産のダフリカからまつ（学名 <i>L. dahurica</i> Turcz. 別名リストベニツツァー）、しこたん松（学名 <i>L. kurilensis</i> Mayr. 別名 Dahurian larch、千島からまつ）等がある。</p> <p>1. 竹製の串（くし）</p> <p>本品は、竹の細い引抜材を定寸（約 10~15 センチメートル）に切ったもの又はその一端を削ってとがらせたものである。輸入後、加工することなく一般にそのまま食品の串（くし）差しに使用される。</p> <p>定寸に切ったもの 第 4409. 21 号-1 一端を削ってとがらせたもの 第 4421. 90 号</p> <p>定寸に切ったものは、引抜材を一定の長さに切断したのみでそれ以上の加工がされていないので、引抜材として第 4409. 21 号-1 に属する。</p> <p>一端を削ってとがらせたものは、引抜材を一定の長さに切断し、更に加工したものであるので、一種の製品として第 4421. 90 号に属する。</p>
44. 18 項	<p>1. 第 44. 18 項の建築用木工品と第 44 類の他の項の物品との区分</p> <p>第 44. 18 項の建築用木工品と第 44 類の他の項の物品との区分は、次による。</p> <p>(1) 第 44. 03 項から第 44. 13 項までのいずれかの項に該当することとなる加工を施した木材は、それが実際に建築用に供するものであっても、第 44. 03 項から第 44. 13 項までの適合する項に属する。</p> <p>例：イ 皮を剝いた丸太で床柱用のもの（44. 03） 口～木（省 略） (2) ~ (5)（省 略）</p>	44. 18 項	<p>1. 第 44. 18 項の建築用木工品と第 44 類の他の項の物品との区分</p> <p>第 44. 18 項の建築用木工品と第 44 類の他の項の物品との区分は、次による。</p> <p>(1) 第 44. 03 項から第 44. 13 項までのいずれかの項に該当することとなる加工を施した木材は、それが実際に建築用に供するものであっても、第 44. 03 項から第 44. 13 項までの適合する項に属する。</p> <p>例：イ 皮をはいた丸太で床柱用のもの（44. 03） 口～木（同 左） (2) ~ (5)（同 左）</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>4418.91、</u> <u>4418.99</u></p> <p>1. 建具及び床柱</p> <p><u>関税率表第 4418.91 号－2－(1) 及び第 4418.99 号－2－(1)</u> の対象となる建具は、建築物の閉口部又は間仕切り部に取り付けて当該部を開閉する建築物の木製（竹製のものを含む。以下この項目において同じ。）の附属品のうち、第 4418.10 号及び第 4418.20 号に属しないもの（例えば、障子及びふすま）である。また、これらの細分には、未完成のもので提示の際に完成した木製建具としての重要な特性を有するもの及び完成した木製建具で組み立てないもの又は分解してあるものを含む。</p> <p>また、上記細分の対象となる床柱は、日本家屋に特有な床の間に立てられる装飾的な柱であり、建築物の部分として固有の加工を施したもの（例えば、かも居又はかまちに取り付けるためのほぞ又はほぞ穴を有するもの及び彫刻を施したもの）である。</p> <p>第 44.03 項から第 44.13 項までのいずれかの項に該当する木材（例えば、丸太及び単にかんながけした角材）は、それが通常銘木と称され輸入後実際に床柱用に供するものであってもこの細分には属さず、第 44.03 項から第 44.13 項までの項に属する。</p> <p>1. ラフテレンクレーン</p> <p><u>輸出統計品目表第 8426.41 号の細分において「ラフテレンクレーン」とは、タイヤ付きの移動式クレーンで、次の要件を全て満たすものをいう。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>(1) 運転者席は一つであり、走行及びクレーンの運転操作の両方が可能である。</u> <u>(2) クレーン作業用主ブームが油圧により伸縮可能で、油圧シリンダーによって起伏されるものである。</u> <u>(3) ホイールは全てシングルタイヤ構造で、車軸数が 2 軸以上である。</u> <u>(4) クレーン作業時に機体の安定を保つアウトリガーを装備している。</u> 	<p>4418.90</p> <p>1. 木製の建具及び床柱</p> <p>この細分の対象となる建具は、建築物の閉口部又は間仕切り部に取り付けて当該部を開閉する建築物の木製附属品のうち、第 4418.10 号及び第 4418.20 号に属しないもの（例えば、障子及びふすま）である。また、この細分には、未完成のもので提示の際に完成した木製建具としての重要な特性を有するもの及び完成した木製建具で組み立てないもの又は分解してあるものを含む。</p> <p>この細分の対象となる床柱は、日本家屋に特有な床の間に立てられる装飾的な柱であり、建築物の部分として固有の加工を施したもの（例えば、かも居又はかまちに取り付けるためのほぞ又はほぞ穴を有するもの及び彫刻を施したもの）である。</p> <p>第 44.03 項から第 44.13 項までのいずれかの項に該当する木材（例えば、丸太及び単にかんながけした角材）は、それが通常銘木と称され輸入後実際に床柱用に供するものであってもこの細分には属さず、第 44.03 項から第 44.13 項までの項に属する。</p> <p style="text-align: right;">(新規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

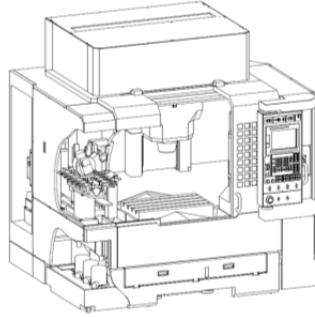
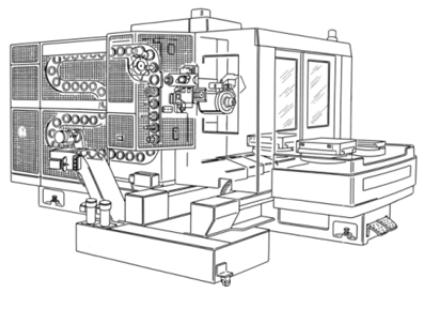
(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後	改正前
8457. 10	<p>(5) 走行用かじ取りホイールを油圧のみを用いて操舵する構造で、全てのホイールを操舵可能である。</p> <p><u>外観例</u></p> <hr/> <p>1. <u>マシニングセンター</u></p> <p>マシニングセンターは、主として回転工具を使用し、フライス削り、中ぐり、穴あけ及びねじ立てを含む複数の切削加工ができ、かつ、加工プログラムに従って工具を自動交換できる数値制御工作機械である。</p>	<p>8457. 10</p> <p>1. <u>横形のもの</u></p> <p>横形のものとは、主軸が水平方向のものをいう。 主軸が水平方向にあるため、工作物の大きさ又は高さに制限がなく、比較的大きな角物又は箱物の部品の加工に使用する。また、工作物を取り付けたテーブルを前後左右に移動させることによ</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

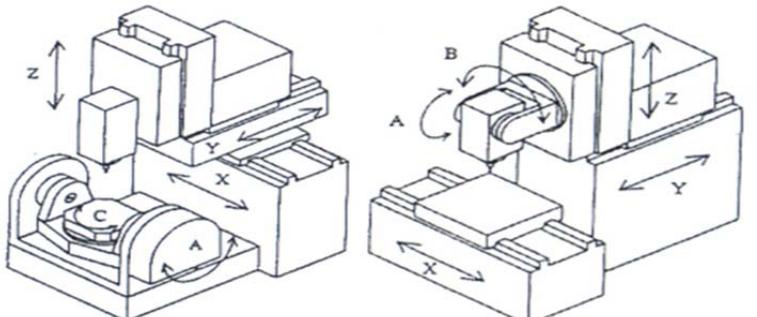
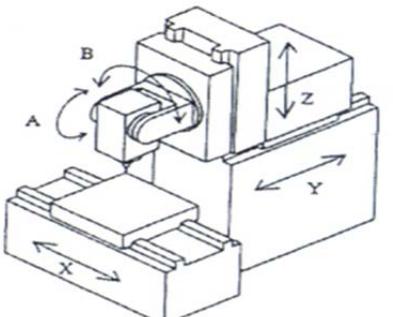
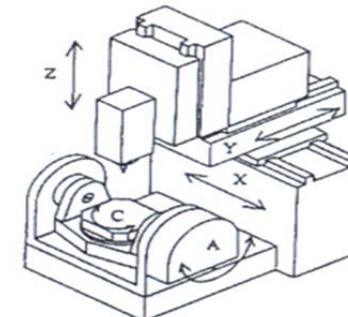
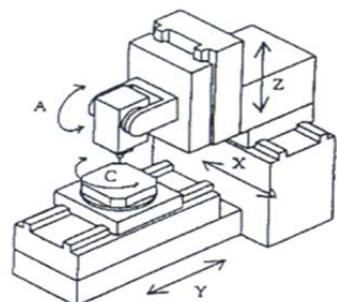
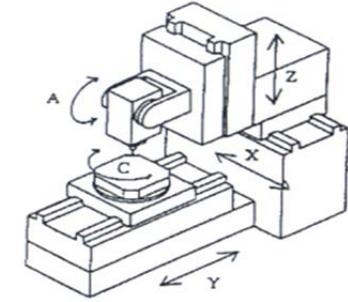
(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
	<p>輸出統計品目表第 8457.10 号の細分において「立軸マシニングセンター」又は「横軸マシニングセンター」とは、それぞれ、マシニングセンターのうち主軸が垂直方向のもの又は水平方向のものが分類される。</p>   <p><u>立軸マシニングセンター</u> <u>横軸マシニングセンター</u></p>		り、四つの側面を加工することができる。
8457.10	<p>2. マシニングセンター（5 軸以上のもの）</p> <p>輸出統計品目表第 8457.10 号の細分において「5 軸以上のもの」とは、マシニングセンターのうち直交 3 軸及び旋回 2 軸以上の計 5 軸以上を同時に制御できるものをいう。</p>	8457.10	<p>2. マシニングセンター（5 軸制御以上のもの）</p> <p>第 8457.10 号の細分において「5 軸制御以上のもの」とは、直交 3 軸及び旋回 2 軸以上の計 5 軸以上を同時に制御できるマシニングセンターをいう。主軸が垂直方向の「立型」、水平方向の「横型」及び主軸に旋回軸を有する「その他」に分類される。</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
 <p>テーブル旋回形</p>  <p><u>主軸頭旋回形</u></p>	 <p>(1) テーブル旋回形（立型）</p>
 <p><u>主軸頭・テーブル旋回形（混合形）</u></p>	 <p>(2) 主軸頭・テーブル旋回形（その他）</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

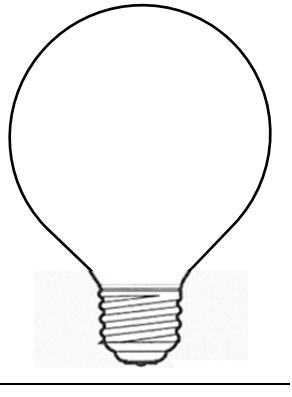
(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>8539.29 1. <u>白熱電球 (A 形又は PS 形のものに限る。) について</u></p> <p>輸入統計品目表第 8539.29 号において、「白熱電球 (A 形又は PS 形のものに限る。)」(統計細分 010) には、定格電圧が 100V のフィラメント電球のうち、ガラス部分の形状が「ナス形」で、最大径 55mm~80mm、全長 95mm~165mm のもので、かつ、直径約 26mm、高さ約 25mm の金属製口金 (日本工業規格 JIS C 7709-1 「電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性 第 1 部 口金」における「E26/25」のもの) を有するものが含まれる。</p> <p>本細分には、ガラス部分の形状が「球状」のボール形電球 (G 形のもの) は含まれない。</p> <p style="text-align: center;"><u>電球 (A 形、PS 形のもの) の形状</u></p> <p>The diagram illustrates a light bulb with the following dimensions labeled:</p> <ul style="list-style-type: none"> 最大径 (Maximum Diameter): 55mm~80mm 全長 (Total Length): 95mm~165mm 高さ (Height): 25mm 直径 (Diameter): 26mm 	<p>(新規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

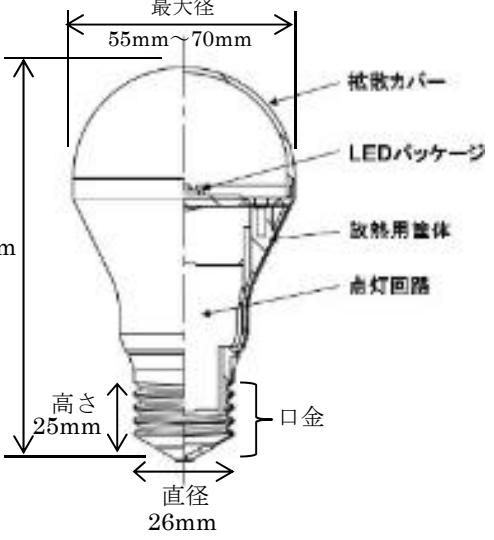
(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後	改正前
	<p><u>ボール形電球 (G 形のもの) の形状</u></p> 	
8539.50	<p><u>1. LED ランプ (A 形のもの) について</u></p> <p><u>輸入統計品目表第 8539.50 号において、「A 形のもの」(統計細分 010) には、発光ダイオード (LED) を光源とするランプのうち、口金を除いた部分の形状が「ナス形」で、最大径 55mm~70mm、全長 95mm~145mm のもので、かつ、直径約 26mm × 高さ約 25mm の金属製口金 (日本工業規格 JIS C 7709-1 「電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性 第 1 部 口金」における「E26/25」のもの) を有する電球形ランプが含まれる。本細分に含まれる電球形 LED ランプの代表例については以下のとおりである。</u></p> <p><u>本細分には、口金を除いた部分の形状が「球状」のボール形 LED ランプ (G 形のもの) は含まない。</u></p>	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>電球形 LED ランプの構造</u></p>  <p>電球形 LED ランプの形状例</p> 	

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後		改正前
	<p><u>ボール形 LED ランプ (G 形のもの) の形状例</u></p> 		
<u>8701. 91</u> ~ <u>8701. 95</u> 90 類	<p>2. 中古トラクター（農業用のもの）</p> <p>輸出統計品目表第 8701. 91 号から第 8701. 95 号までの細分において「中古のもの」とは、輸出申告に際し、(一社) 日本農業機械工業会の「農業用トラクター新車証明制度」に基づく証明書の原本若しくは写しの添付が無いもので、トラクターの稼働時間を示すアワメーターの表示が 20 時間以上のものをいう。</p> <p>2. システム商品の分類について</p> <p>(1) ~ (3) (省 略) (4) 関税率表解説に掲げられていない「機能ユニット」の例は、次のとおりであり、これらは一括分類する。 イ (省 略) ロ 文章作成用プログラムを記憶させたワードプロセッサ本体 (1 台)、磁気式記録機 (1 台) 及びプリンター (1 台) から成る文章作成システム…… (第 8472. 90 号)</p>	<u>8701. 90</u> 90 類	<p>2. 中古トラクター（農業用のもの）</p> <p>輸出統計品目表第 8701. 90 号の細分において「中古のもの」とは、輸出申告に際し、(一社) 日本農業機械工業会の「農業用トラクター新車証明制度」に基づく証明書の原本若しくは写しの添付が無いもので、トラクターの稼働時間を示すアワメーターの表示が 20 時間以上のものをいう。</p> <p>2. システム商品の分類について</p> <p><u>(解説)</u> (1) ~ (3) (同 左) (4) 関税率表解説に掲げられていない「機能ユニット」の例は、次のとおりであり、これらは一括分類する。 イ (同 左) ロ 文章作成用プログラムを記憶させたワードプロセッサ本体 (1 台)、磁気式記録機 (1 台) 及びプリンター (1 台) から成る文章作成システム…… (第 8469. 00 号)</p>
<u>9401. 53</u>	1. Rattan chair	<u>9401. 51</u>	1. Rattan chair

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後		改正前
9401.80	<p>本品は一般に座いすと呼ばれるう製の物品で、通常和室において使用される。本品の構造は、座と背もたれの枠を共通のう製の棒で形作り、この枠組にう製の組物を張ったものであり、座の下側と背もたれの外側には、それぞれの固定及び補強のために、更にう製のフレームが添えられている。</p> <p>本品は通常のいすの脚に相当する部分はないが、通常床面に置いて使用されるものであり、これに座った際に本品の座及び背もたれは人の体を支えるので、和室の生活においては通常のいすと同様の機能を有する家具と認められる。したがって、う製の腰掛けとして<u>第 9401.53 号</u>に属する。</p> <p>1. Log furniture</p> <p>本品は、樹齢 300 年以上のフィンランド産欧洲赤松の丸太（伐採後約 1 年乾燥）の樹皮を剥ぎ、特定の長さの丸太に切り、木口の片面の凹凸及びさくれを粗く削ってやや平滑にしたもの ((a) 図及び (b) 図参照)、更に側面の中間部に靴のかかとを乗せる程度に切込みを入れたもの ((c) 図参照)、1 本の丸太を中心とし、その周囲に側面を互いに密着させるように削った 5 本の丸太をボルトで結合したもの ((d) 図参照) であり、これらは全面にクリアラッカーを塗布してある。クリアラッカーは、運送途上におけるかびの発生及び汚れを防ぐため塗布してある。</p> <p>本品は、セットで輸入され、輸入後は最終仕上げとして切断面のやすりかけ及びクリアラッカーの再塗布を行い、(a) 及び (c) は腰掛け、(b) 及び (d) はテーブルとして使用される。</p> <p>(省 略)</p> <p>(a) 及び (b) は、単に皮を剥ぎ一定の寸法に切った丸太であり、家具としての特性を有するものとは認められないと及び本品に行ったクリアラッカーの塗布は、防腐のための処理と考えられることから、粗の木材として<u>第 4403.11 号</u>に属する。</p>	9401.80	<p>本品は一般に座いすと呼ばれるう製の物品で、通常和室において使用される。本品の構造は、座と背もたれの枠を共通のう製の棒で形作り、この枠組にう製の組物を張ったものであり、座の下側と背もたれの外側には、それぞれの固定及び補強のために、更にう製のフレームが添えられている。</p> <p>本品は通常のいすの脚に相当する部分はないが、通常床面に置いて使用されるものであり、これに座った際に本品の座及び背もたれは人の体を支えるので、和室の生活においては通常のいすと同様の機能を有する家具と認められる。したがって、う製の腰掛けとして<u>第 9401.51 号</u>に属する。</p> <p>1. Log furniture</p> <p>本品は、樹齢 300 年以上のフィンランド産欧洲赤松の丸太（伐採後約 1 年乾燥）の樹皮をはぎ、特定の長さの丸太に切り、木口の片面の凹凸及びさくれを粗く削ってやや平滑にしたもの ((a) 図及び (b) 図参照)、更に側面の中間部に靴のかかとを乗せる程度に切込みを入れたもの ((c) 図参照)、1 本の丸太を中心とし、その周囲に側面を互いに密着させるように削った 5 本の丸太をボルトで結合したもの ((d) 図参照) であり、これらは全面にクリアラッカーを塗布してある。クリアラッカーは、運送途上におけるかびの発生及び汚れを防ぐため塗布してある。</p> <p>本品は、セットで輸入され、輸入後は最終仕上げとして切断面のやすりかけ及びクリアラッカーの再塗布を行い、(a) 及び (c) は腰掛け、(b) 及び (d) はテーブルとして使用される。</p> <p>(同 左)</p> <p>(a) 及び (b) は、単に皮をはぎ一定の寸法に切った丸太であり、家具としての特性を有するものとは認められないと及び本品に行ったクリアラッカーの塗布は、防腐のための処理と考えられることから、粗の木材として<u>第 4403.10 号</u>に属する。</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
	(省 略)		(同 左)
94.06 項	<p>1. プレハブ住宅の分類について</p> <p>棟単位で契約されたプレハブ住宅（通則 2 (a) のいわゆる未完の完成品を含む。以下同じ。）が運送等の都合により数回にわたり分割して輸入申告される場合には、申告された貨物が当該プレハブ住宅の一部であることが確認でき、かつ、輸入者の申出がある場合に限り、申告された貨物の許可前引取りを認め（この場合、申告税番は、<u>第 9406. 10 号又は第 9406. 90 号</u>）、最終貨物の申告を待って当該プレハブ住宅に係るすべての貨物を一括して分類して差し支えない。</p>	94.06 項	<p>1. プレハブ住宅の分類について</p> <p>棟単位で契約されたプレハブ住宅（通則 2 (a) のいわゆる未完の完成品を含む。以下同じ。）が運送等の都合により数回にわたり分割して輸入申告される場合には、申告された貨物が当該プレハブ住宅の一部であることが確認でき、かつ、輸入者の申出がある場合に限り、申告された貨物の許可前引取りを認め（この場合、申告税番は、<u>第 9406. 00 号</u>）、最終貨物の申告を待って当該プレハブ住宅に係るすべての貨物を一括して分類して差し支えない。</p>
9601.90	<p>2. <u>骨の成形品</u></p> <p>本品は、古代祭器「鼎」の模造品（高さ 170 ミリメートル、胴部の最大径 72 センチメートル、重量 460 グラム）で、<u>象牙色</u>の三脚の装飾的置物である。</p> <p>本品は、魚骨粉 65%、ポリエステル樹脂 30%、その他の原料 5% を混合して、これを型により成形し、機械又は手道具により彫刻が施されたものである。</p> <p>本品は、ポリエステル樹脂と骨粉の混合物の成形品であるが、骨粉の含有量が多いこと、本品の光沢が<u>象牙</u>に類似していること等から、本品に重要な特性を与えていたる原料は骨粉であると考えられるので、骨粉の成形品と認められる。</p> <p>関税率表解説第 96.01 項において、成形品は、同項の彫刻用又は細工用の粉から作り、形状のいかんを問わず、同項に属する旨記載されている。</p> <p>したがって、本品は骨の成形品として第 9601.90 号に属する。</p>	9601.90	<p>2. <u>Ancient tripod (fish bone)</u></p> <p>本品は、古代祭器「鼎」の模造品（高さ 170 ミリメートル、胴部の最大径 72 センチメートル、重量 460 グラム）で、<u>ぞうげ</u>色の三脚の装飾的置物である。</p> <p>本品は、魚骨粉 65%、ポリエステル樹脂 30%、その他の原料 5% を混合して、これを型により成形し、機械又は手道具により彫刻が施されたものである。</p> <p>本品は、ポリエステル樹脂と骨粉の混合物の成形品であるが、骨粉の含有量が多いこと、本品の光沢が<u>ぞうげ</u>に類似していること等から、本品に重要な特性を与えていたる原料は骨粉であると考えられるので、骨粉の成形品と認められる。</p> <p>関税率表解説の第 96.01 項において、同項には同項の規定に記載している材料（骨を含む。）の粉から作った各種の形状の成形品を含む旨記載している。</p> <p>したがって、本品は骨の成形品として第 9601.90 号に属する。</p>